

年分の所得税及び復興特別所得税の申告書付表 [先物取引に係る繰越損失用]

提出用

現在の
住所
又は
居所
事業所等

フリガナ
氏名

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

1 先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額

(1)

円

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の(2)の金額の合計額を転記してください。

2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

A —年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	(2)	円	(赤字のときは0)
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (①と②のいずれか低い方の金額)	(3)		
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (① - ③)	(4)		
B —年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	(5)	円	(赤字のときは0)
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (④と⑤のいずれか低い方の金額)	(6)		
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑤ - ⑥)	(7)		
C —年 (前年)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	(9)	円	(赤字のときは0)
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑧と⑨のいずれか低い方の金額)	(10)		
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑨ - ⑩)	(11)		
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (⑧ - ⑩)	(12)		

3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算

A —年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	(13)	円	(赤字のときは0)
	本年分で差し引く雑損失の額	(14)		
	左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑫と(13 - ⑬)のいずれか低い方の金額)	(15)		
B —年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	(16)	円	(赤字のときは0)
	本年分で差し引く雑損失の額	(17)		
	左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑯と(17 - ⑯)のいずれか低い方の金額)	(18)		
C —年 (前年)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	(19)	円	(赤字のときは0)
	本年分で差し引く雑損失の額	(20)		
	左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑯と(19 - ⑯)のいずれか低い方の金額)	(21)		

○ 次の該当する欄を書いてください。

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 (⑫ - ⑮ - ⑯ - ⑲ - ⑳ - ㉑)		(赤字のときは△を付けないで書いてください) 円
申告書への 転記 事項	先物取引に係る雑所得等の金額 (上の①の金額)	(22)
	本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 (① - ㉒)	(23)
	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪)	(24)
(1) ①が黒字 の場合 (0 の場合も含 みます。)	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪ + ㉒)	(25)
	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪ + ㉒)	(26)

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の(2)の金額の合計額を転記してください。

前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の(7)の金額を転記してください。

前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の(11)の金額を転記してください。

前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の(1)が赤字の場合に、前年の(2)の金額を転記してください。

前年分までの所得から引ききれなかった3年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

※ 雜損失の金額は、総合課税の所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の上場株式等の配当所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等、山林所得、退職所得等の譲渡所得、分離課税の上場株式等の譲渡所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等から差し引きます。ただし、分離課税の上場建物等の譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等から差し引く順序はこれと異なる順序で差し引いても差し支えありません。

前年分までの所得から引ききれなかった2年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

前年分までの所得から引ききれなかった前の年の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の(7)(申告書第四表(損失申告用))は「1損失額又は所得金額」欄の(7)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の(7)(申告書第四表(損失申告用))は「4繰越損失を差し引く計算」欄の(9)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の(8)(申告書第四表(損失申告用))は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の(8)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の(9)(申告書第四表(損失申告用))は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の(9)に転記してください。

また、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の(7)及び「その他」欄の(7)(申告書第四表(損失申告用))は「1損失額又は所得金額」欄の(7)及び「4繰越損失を差し引く計算」欄の(9)に「0」を書いてください。

年分の所得税及び復興特別所得税の申告書付表 [先物取引に係る繰越損失用]

**控
用**

現在の
住 所
又は
居 所
事業所等

フリガナ
氏 名

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

1 先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額

(1)

円

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の(2)の金額の合計額を転記してください。

2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

A —年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	(2)	円	(赤字のときは0)
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (①と②のいずれか低い方の金額)	(3)		
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (① - ③)	(4)		
B —年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	(5)	円	(赤字のときは0)
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (④と⑤のいずれか低い方の金額)	(6)		
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑤ - ⑥)	(7)		
C —年 (前年)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	(9)	円	(赤字のときは0)
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑧と⑨のいずれか低い方の金額)	(10)		
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑨ - ⑩)	(11)		
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (⑧ - ⑩)	(12)		

3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算

A —年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	(13)	円	(赤字のときは0)
	本年分で差し 引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	(14)	
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所 得から差し引く雑損失 (⑫と(13 - ⑭)のいずれか低い方の金額)	(15)	
B —年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	(16)	円	(赤字のときは0)
	本年分で差し 引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	(17)	
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所 得から差し引く雑損失 (⑪と(16 - ⑯)のいずれか低い方の金額)	(18)	
C —年 (前年)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	(19)	円	(赤字のときは0)
	本年分で差し 引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	(20)	
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所 得から差し引く雑損失 (⑯と(19 - ⑳)のいずれか低い方の金額)	(21)	

○ 次の該当する欄を書いてください。

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 (⑫ - ⑮ - ⑯ - ⑰ - ⑲)		(22) (赤字のときは△を付けないで書いてください) 円	
申告書への 転記 事項	(1) ①が黒字 の場合 (0 の場合も含 みます。)	先物取引に係る雑所得等の金額 (上の①の金額)	(23)
		本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 (① - ⑲)	(24)
		翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪)	(25)
(2) ①が赤字 の場合		翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪ + ⑲)	(26)

○ この用紙は
控用

です。
申告には、必ず
提出用

を使ってください。

※ 雜損失の金額は、総合課税の所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の上場株式等の配当所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等、山林所得、退職所得等の譲渡所得、分離課税の上場株式等の譲渡所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等から差し引かれます。ただし、分離課税の上場建物等の譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等から差し引く順序はこれと異なる順序で差し引いても差し支えありません。

※ 前年分までの所得から引ききれなかった2年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

※ 前年分までの所得から引ききれなかった前の年の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

※ 申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の(7)(申告書第四表(損失申告用))は「1損失額又は所得金額」欄の(7)に転記してください。

※ 申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の(7)(申告書第四表(損失申告用))は「4繰越損失を差し引く計算」欄の(9)に転記してください。

※ 申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の(8)(申告書第四表(損失申告用))は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の(8)に転記してください。

※ 申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の(9)(申告書第四表(損失申告用))は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の(9)に転記してください。

また、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の(7)及び「その他」欄の(7)(申告書第四表(損失申告用))は「1損失額又は所得金額」欄の(7)及び「4繰越損失を差し引く計算」欄の(9)に「0」を書いてください。